

大和市告示第114号

大和市第一種市街地再開発事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年5月30日

大和市長 大 木 哲

大和市第一種市街地再開発事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市第一種市街地再開発事業補助金交付要綱（平成18年大和市告示第63号）の一部を次のように改正する。

第3条中「国の補助要領」を「再開発要領」に、「都市・地域整備局」を「都市局」に、「国の交付要綱」という。）を「再開発要綱」という。）及び社会資本整備総合交付金要綱（平成22年国官会第2317号。以下「社資要綱」という。）に改める。

第5条中「国の補助要領及び国の交付要綱」を「再開発要領、再開発要綱及び社資要綱」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 都市・地域再生緊急促進事業

第6条第2項中「国の補助要領及び国の交付要綱」を「再開発要領、再開発要綱及び社資要綱」に改める。

第7条中「3分の1」の次に「を乗じて得た額（ただし、第5条第4号に掲げる事業の補助金の額は、社資要綱の規定による額）」を加え、「する」を「し、1,000円未満の端数は切り捨てる」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。